

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akishima.lg.jp/s004/020/050/010/20161226132125.html

執行機関名 昭島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表第1の2の項 昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 この条例により医療費の助成を受けすることができる者(以下「対象者」という。)は、昭島市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当し、その疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1)ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2)養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童 (以下省略)
⑦独自利用事務の関連規範		昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号) 昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年規則第21号)